

平成 1 8 年

第 1 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成18年第1回志賀町議会定例会会議録

平成18年3月3日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時27分 開会)

(出席議員)

1番	南	政夫	17番	戸坂	忠寸計
2番	橘	照茂	18番	小田	芳治
3番	下池	外巳造	19番	辻	武美
4番	須磨	隆正	20番	久木	拓栄
5番	越後	敏明	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	23番	木村	正男
8番	寺岡	真貴子	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進
16番	大根	明			

(欠席議員)

6番	田中	正文
9番	富沢	軒康
22番	南	正弘

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	細川	義雄
総務課長	田端	正敏
富来支所長	二見	博
企画財政課長	浜崎	克義
監理課長	木坂	孫信
税務課長	中田	政光
住民課長	細川	幸男

子育て支援課長	宮 本 俊 一
健康福祉課長	笹 川 門 治
生活安全課長	藤 澤 仁
商工観光課長	山 崎 脩 平
農林水産課長	山 本 政 直
建設課長	田 中 正 嗣
上下水道課長	横 川 外 治
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会計課長	北 信 雄
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	岡 島 正 登
生涯学習課長	金 谷 昭 一

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	出 崎 茂 男
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長提出 報告第 1 号ないし第 3 号並びに
議案第 1 号ないし第 8 9 号

(提案理由説明)

(開 会 ・ 開 議)

小田 芳治議長 ただ今の出席議員は 27 名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成 18 年第 1 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 . 会 期 の 決 定

- 小田 芳治議長 日程に入り、会期の決定を行います。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思
います。
これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)
- 小田 芳治議長 ご異議なしと認めます
よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間と決定
いたしました。
-

日程第 2 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 小田 芳治議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員に
11番 松島 信夫 君、
12番 桜井 俊一 君を指名いたします。
-

日程第 3 . 諸 般 の 報 告

- 小田 芳治議長 続いて、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。
諸般の報告を終わります。
-

日程第 4 . 町長提出 報告第1号ないし第3号並びに

議案第1号ないし第89号

(提 案 理 由 説 明)

- 小田 芳治議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第1号ないし第3号並びに、
議案第1号ないし第89号に対する提案理由の説明を求めます。
細川町長。
細川 義雄町長 はい、議長。

本日ここに、平成18年第1回志賀町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも御多用の折りにもかかわりませず御応招賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案申し上げます案件に先立ちまして、平成18年の町政方針の一端について申し述べさせていただきます。

昨年末から記録的な大雪に見舞われ、町民の皆様には仕事及び通勤等に大変御苦勞をされたものと思っております。町といたしましても、幹線町道を中心にして鋭意除雪に努めたところであります。

昨年は、議会の皆様には何かと慌ただしく、合併前の交流事業の実施、市町村合併の実現、新町への移行等に深い御理解と多大なる御協力を賜りましたことに対し、深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

さて、平成18年度の我が国経済については、消費や設備投資は引き続き堅調に増加し、民需中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、物価については、漸くデフレ脱却の展望が開け、原油価格の高騰により、輸入物価が上昇しており、消費者物価も年度を通じてみると、わずかながらプラスに転じると見込まれております。国内総生産の成長率は、名目2.0%程度、実質1.9%程度と見込まれておりますが、景気の動向については、石油製品などの原料の値上がりの影響により、業種業界及び地域によっては、かなりの温度差があるところであります。厳しい状況が続く当町経済にもダイナミックな波及を大いに期待しているところであります。

次に、平成17年の国勢調査人口によりますと、本町の人口が2万3,790人(志賀地域1万4,813人、富来地域8,977人)となり、前回(平成12年調査)よりは1,606人の減少(志賀地域868人の減、富来地域738人の減)となり、年平均では320人も減少しておりまして、このまま減り続けると、10年後には2万人程度の町になるのではないかと大変憂慮しております。こうした歯止めがかからない人口減少下における少子高齢社会、急速に進展するIT、所謂情報通信技術を活用した高度情報化社会、地球環境を守る資源循環型社会の形成などの課題に的確に対応していきたいと考えており、特に、深刻化する少子化については、議会の皆様とも協議しながら全町挙げて最善の努力を

傾注していきたいと存じます。

また、真の地方分権型社会を目指して、「国・地方の三位一体の改革」が実施され、地方の裁量も少しずつですが増えてきております。尚、まだまだ不十分であり、予定されている「三位一体の第2期の改革」「国と地方の協議の場」に地方6団体とともに小異を捨て大同に付き、一致結束して地方分権の流れを加速させていきたいと考えております。

今後は、「市町村合併は、最大の行政改革」であり、合併の効果を最大限に生かすためにも、今こそ、徹底した行財政改革を断行し、民間的な発想による「地方自治体を経営する」という観点と費用対効果という視点に立ち、絶えず施策事業の見直し評価を行い、総合計画や予算編成に反映させていきたいと思っておりますので、議会の皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げまして、本題に入りたいと思います。

先ず、最初に平成18年度の予算編成についてであります。

新町として、実質的な初年度となる当初予算につきましては、「新町まちづくり計画」に記載されております事業から、合併メリットの一つであります合併特例債を利活用しながら、住民生活に直結した事業を最優先に予算計上し、一般会計では、141億4千万円となり、9特別会計及び水道事業会計、富来病院事業会計を合わせますと270億7,161万5千円となりました。

歳出における主な事業については、第1点目は、教育施設の整備として、統合中学校建設事業、富来中学校コンピュータ更新事業、高浜小学校耐震補強及び運動場排水処理工事、加茂小学校・富来小学校アスベスト除去工事などがあります。

第2点目は、福祉施設の整備として、老人デイサービスセンター建設事業、介護保険法の改正による高齢者のための地域包括支援センターの設置及び障害者自立支援法の施行に伴う障害者自立支援審査会の経費などがあります。

第3点目は、生活環境向上のための施設整備として、県営ふるさと農道整備事業、県営能登外浦広域農道整備事業の農道整備、福野坪野連絡線、印内線、末吉西山線及び鹿頭酒見線等の道路整備、神代地区の県営急傾斜

地崩壊対策事業などであります。高浜地区の街路事業は、まちづくり交付金事業として、地域を一体的に整備するとともに、文化ホールと高浜市街地を結ぶ今市橋の架け替えに伴う仮橋工事などあります。

文化的な生活を営む上で欠くことのできない下水道整備については、公共下水道「中央処理区」では、高浜町の国道東側の新大念寺、東旭地内の面整備及び町地内の処理場の増設、「富来処理区」では、富来地頭町、富来領家町、富来高田及び里本江地内の面整備及び処理場の建設であります。

農業集落排水事業は、大笹処理区の大笹、牛ヶ首及び米町の管路工及び処理場の建設、二所宮処理区は、全体測量設計及び処理場用地の取得等あります。

浄化槽市町村整備事業は、東増穂の一部と酒見の整備であります。

第4点目は、情報通信施設の整備として、情報格差をなくし、高度情報化社会に対応したCATV（ケーブルテレビ）整備事業であります。新町まちづくりの最重点事業に位置付けして、合併メリットの一つである合併特例債を投入し、平成18年度は基本計画と実施設計を行い、平成19・20年度の2箇年で整備し、平成20年度中の開局を予定しております。

なお、三位一体の改革により、地方全体で、平成16年度から平成18年度の3年間に、国庫補助負担金4兆円及び地方交付税5兆円の削減見直しが行われ、このことに伴う地方への税源移譲額は3兆円に留まっており、地方財政はかつてない厳しい状況となっております。

本町の歳入では、こうした改革の波をもろに受けており、更に、平成17年国勢調査人口の減少による普通交付税の減額、廃棄物処理施設の元利償還が始まったことによる羽咋郡市広域圏事務組合負担金の増加により、平成18年度一般会計は、かつてない厳しい財源不足が生ずることと相成りました。このような非常に厳しい状況ではありますが、町の借金であります町債20億2,060万円を計上し、財政調整基金3億2,140万5千円、減債基金2億1千万円など使用可能な基金を取崩し、その上、目的基金である漁業振興特別基金を後年度に返還の義務を負う繰替え運用の手法を採用して、3億5千万円を取崩して予算編成を

いたしたところであります。

国からの財政支援の圧縮、合併後の新町の年間を通した予算、統合中学校建設事業への財源対応などを考えれば、歳入不足を補う一時借入的基金運用も止むを得ないものと考えております。

平成18年度当初予算時の財政調整基金残高は1億5千万円程度になりますが、平成19年度には、志賀原子力発電所2号機の固定資産税、所謂大規模償却資産が入ってきます。この財源を有効活用して、将来を見据え、長期的に持続可能な財政基盤を構築することを考えて、適正規模の財政調整基金、減債基金等を積み立てていく所存でありますので、平成18年度当初予算については、御理解を賜りますことをお願い申し上げます。

それでは、町政各般にわたる概要説明に入らせていただきます。

まず、志賀原子力発電所の安全性の確保であります。

志賀原子力発電所1号機につきましては、第10回定期検査を本年3月5日からの実施を予定しております。2号機につきましては、先般、試運転中のところ、原子炉隔離時冷却系の弁の1個が全閉できなかったことから、当該弁を詳細に点検するために原子炉を手動停止し、閉まらなかった原因を究明して対策を講じて、本年2月9日には、再起動して試運転を継続しております。

この事象においては、町として北陸電力株式会社に対し、再起動を行うことについて安全性を最優先にして、町民に不安を与えることのないよう、慎重に試運転に当たるように申し入れたところであります。今のところ、3月中旬には、営業運転の開始を予定していると聞いているところであります。今後は、志賀原子力発電所として、より一層安全で安心な発電所となるよう細心の注意をもって運転し、町民から愛され、親しまれる発電所となるように切に望むものであります。

次に、企業誘致についてであります。まだまだ厳しい地方経済ではありますが、石川県及び志賀町の働き掛けにより、サンケン電気株式会社が100%出資の「サンケンオプトプロダクツ株式会社」が誘致されました。現在、堀松工場団地内で、約96億円を投じて、大型液晶テレビ用バックライトの生産拠点を昨年10月に着工し、本年5月の操業開始を目指して

建設中であります。本年秋までには、月産650万本の生産体制を整え、本年末までには月産1千万本の生産体制、初年度の年間売上げ120億円を見込んでおります。若者定住化に向け、今後とも、更なる企業誘致に最大限の努力を傾注していきたいと考えております。

続いて、人口減に歯止めをかけるべく、若者が定住できるように住環境が整った住宅地を提供するための定住促進住宅造成事業についてですが、調査費を計上し、事業の前提条件のインフラ整備を含めた問題点を洗い出しして調査するものであります。

以上、平成18年度の町政の基本的な方針について申し述べましたが、これらの施策を具現化していくためには、議員の皆様をはじめ、町民の方々の御理解、御協力なくしては実現することができないことでありまして、議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬ温かい御支援と御鞭撻を賜りますよう、ここに改めてお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案申し上げ、御審議いただく案件は報告3件、議案89件の合わせて92件であります。以下、その大要につきまして順を追って説明申し上げます。

まず、報告第1号ないし第3号につきましては、志賀クリニック院長の辞職により、志賀町診療所のデイケア事業部門を一時的に休止しなければならない状況から、平成18年2月1日からは、その部門をデイサービス事業に切り替えることにより、介護保険特別会計に新たに介護サービス事業勘定の予算を設けることと、記録的な大雪による除雪経費等に伴う平成17年度の一般会計及び特別会計の補正予算を地方自治法の規定に基づき、平成18年2月1日に専決処分したものであり、今回御報告申し上げます、御承認を求めるものであります。

報告第1号 平成17年度志賀町一般会計補正予算(第2号)については、道路橋梁費に4,690万3千円などを増額補正し、歳入歳出予算にそれぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億9,158万9千円に定めたものであります。

報告第2号 平成17年度志賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、介護サービス事業勘定の予算を新たに設けたことにより、

従来の介護保険特別会計予算を保険事業勘定の予算としたための補正であります。また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算をそれぞれ614万7千円と定めたものであります。

報告第3号 平成17年度志賀町診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算からそれぞれ798万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,315万円に定めたものであります。

次に、議案第1号ないし第8号は、平成17年度8会計の補正予算についてであります。

議案第1号 平成17年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、主なものとして、老人保健特別会計繰出金に1,268万7千円、衛生事業羽咋郡市広域圏負担金に1,081万3千円、消火栓新設改修負担金に1,217万3千円を増額補正し、大島キャンプ場整備事業2,981万円、漁業施設整備事業1,690万5千円、公共下水道事業特別会計繰出金3,270万9千円、道路河川災害復旧事業2,079万7千円、統合中学校建設事業2,967万4千円を減額補正いたしております。

その他、補正の内容は収入の確定に伴うもの及び事業費の確定に伴う既決予算の修正を行うものであり、この結果、歳入歳出予算からそれぞれ1億7,868万7千円を減額し、予算総額をそれぞれ122億1,290万2千円とするものであります。

なお、繰越明許費については、異常気象及び補償処理等により不測の日数を要したために、年度を越えて使用するために定めるものであります。

地方債の補正については、保育所アスベスト除去事業などの地方債の追加、大島キャンプ場整備事業の地方債の廃止並びに事業完了及び事業費の変更に伴い、地方債限度額の変更を行うものであります。

議案第2号 平成17年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、一般被保険者等の医療費の支払額が伸びているために歳入歳出予算にそれぞれ6,438万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,752万1千円とするものであります。

議案第3号 平成17年度志賀町老人保健特別会計補正予算（第1号）

については、医療給付費の増加に伴い補正を行うもので、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,547万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,579万3千円とするものであります。

議案第4号 平成17年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、処理場管理費の精算見込みに伴う補正を行うものであり、歳入歳出予算からそれぞれ288万6千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億8,439万4千円とするものであります。

議案第5号 平成17年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、事業精算及び精算見込みに伴う補正を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ1,531万2千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ11億4,213万円とするものであります。地方債の補正については、事業費の変更に伴い地方債限度額の変更を行うものであります。

議案第6号 平成17年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）については、事業精算及び精算見込みに伴う補正を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ221万9千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億6,727万円とするものであります。地方債の補正については、事業費の変更に伴い地方債限度額の変更を行うものであります。

議案第7号 平成17年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号）については、建設改良事業の精算見込みにより業務の予定量を減額し、資本的収支予算では、各建設改良事業費の精算見込みにより、収入予算に900万円を増額し、収入予算総額を1億1,519万9千円とし、支出予算から5,961万円を減額し、支出予算総額を4億1,359万3千円とするものであります。

議案第8号 平成17年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号）については、年間入院患者増加見込みにより業務の予定量を補正し、収益的収支予算では、収入予算に1,775万8千円を増額し、収入予算総額を9億731万1千円とし、支出予算に2,000万円を増額し、支出予算総額を9億8,131万7千円とするものであります。

続いて、議案第9号ないし第12号は、条例の制定についてであります。
議案第9号 志賀町デイサービスセンター設置条例については、現在、高浜町地内で整備中のデイサービスセンターが本年6月中には完成する予定であり、指定管理者による管理などの必要な事項を定めるものであります。

議案第10号 志賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例については、障害者自立支援法第15条の規定に基づいて、給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、志賀町の支給決定を受けなければならないことになったことから、障害程度の認定や支給の要否決定を行うため、志賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定めるものであります。

議案第11号 志賀町国民保護協議会条例については、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づいて、志賀町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第12号 志賀町国民保護対策本部及び志賀町緊急対処事態対策本部条例については、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第31条及び第183条の規定に基づいて、志賀町国民保護対策本部及び志賀町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第13号ないし第24号は、条例の一部改正についてであります。

議案第13号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国の人事院において、50年ぶりの給与構造の抜本的な改革が勧告されたことから、当町においてもその勧告に準じて本年4月から、給料表、手当及び昇給制度の見直しを行うために改正するものであります。

議案第14号 志賀町人材育成基金条例の一部を改正する条例については、次代を担う人材を育成するための幅広い事業に対応するとともに、国際的視野を持った青少年の育成に拡大するために改正を行うものであります。

す。

議案第 15 号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険の保険料を 3 年ごとに見直しすることになっており、今回、新町として、平成 18 年度から平成 20 年度までにおける保険料を統一するために所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号 志賀町立公民館条例の一部を改正する条例については、本年 4 月から、富来地域の公民館を再編するために改正を行うものであります。

議案第 17 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、志賀町多目的スポーツセンターが、本年 4 月から供用開始することに伴い、体育施設に当該施設を追加するために改正するものであります。

議案第 18 号 志賀町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例については、本年 3 月に処理場が完成し、小浦、大津地内の全域が供用開始することから改正を行うものであります。

議案第 19 号 志賀町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法の一部改正に伴う条項引用箇所の改正を行うものであります。

議案第 20 号 志賀町能登中核工業団地工場誘致条例の一部を改正する条例については、能登中核工業団地と堀松工場団地の工場立地奨励金制度を統一するために、当該条例に堀松工場団地を加えるために改正を行うものであります。

議案第 21 号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、公営住宅法施行令の改正に伴い、公募の例外に関する条項を改正するものであります。

議案第 22 号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、特殊勤務手当のうち、保育手当及び税務手当を廃止するために改正するものであります。

議案第 23 号 志賀町税条例の一部を改正する条例及び議案第 24 号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、平成 18 年度は、固定資産の評価替の基準年度となっていることから評価価格の縦覧、閲覧を行わなければならない、このため固定資産税の納期を変更するために併せ

て改正するものであります。

続いて、議案第25号 志賀町森林公園条例を廃止する条例については、同条例に定める公園がせせらぎ公園として都市公園条例に含まれるため、本条例で規定する必要がないことから廃止するものであります。

議案第26号ないし第74号については、指定管理者制度に係る条例の制定、一部改正等であります。

議案第26号 志賀町農村集落多目的共同利用施設条例については、農業者及び高齢者研修集会施設条例から、指定管理者の管理施設となります、百浦、大笹の多目的共同利用施設を抜き出し、新たに志賀町多目的共同利用施設条例を制定するものであり、併せて農業者及び高齢者研修集会施設条例の改正を行うものであります。

議案第27号 志賀町集落コミュニティセンター条例については、集落の集会施設を目的が同様であることから、個々の条例を一つに再編するものであり、領家町コミュニティセンター、七海会館、笹波集会所及び水の潤倶楽部の各設置条例を廃止し、さらに公民館の再編により、4月から集落集会施設となる能登富士ふれあい文化センターを加え、新たに志賀町集落コミュニティ条例を制定するものであります。

議案第28号 大島キャンプ場施設条例については、指定期間についての条文を加え、更に、キャンプ場の開設期間について1年を通した期間とすることなどにより、条例の全部を改正するものであります。

議案第29号ないし第32号は、富来サイクリングターミナル条例、能登リゾートエリア増穂浦条例、ふるさと文化センター条例及び魚のいない水族館条例についてであり、指定管理者制度の導入に伴う所要の改正及び利用料金の表現を改め、上限の額を表示することなどにより、それぞれ条例の全部を改正するものであります。

議案第33号 シーサイドヴィラ渤海条例については、指定期間についての条文を加えるとともに、利用料金の表現を改め、上限の額を表示することなどにより、条例の全部を改正するものであります。

議案第34号ないし第38号は、志賀町転作促進研修施設条例、志賀町生活環境施設条例、志賀町地域生活改善センター条例、志賀町赤住漁港

公園条例及び志賀町地域コミュニティセンター条例についてであります。

今回、新たに指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の管理による施設としての位置付けを行うことにより、条文が大きく変わるため、それぞれ条例の全部を改正するものであります。

議案第39号 志賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例については、指定管理者を指定する際に基本となる条例の改正であり、今回、指定管理の期間について、それぞれの施設条例で明記することが適当であるとの観点から、指定期間に関する条文の削除を行い、また、今後の指定管理者の指定に対応するための公募の規定を追加するなど所要の改正を行うものであります。

なお、今回の議会に上程しております指定管理者の指定に係る案件については、第2条の但し書き以下の公募を行うことについて特別な事情がある場合の条文を適用し、公募は行わず、指定管理者を指定しようとするものでありますので、御理解をお願いいたします。

議案第40号ないし第50号は、志賀町能登中核工業団地コミュニティ施設条例、志賀町志賀の郷運動公園条例、志賀町志賀の郷ファミリーパーク条例、志賀町地域振興拠点施設条例、志賀町地域共生型施設条例、志賀町地域休養施設条例、志賀町シルバーハウス条例、志賀町とぎ地域福祉センター条例、志賀町とぎ温泉センター条例、志賀町農産物直売所条例及び志賀町低温自動ラック倉庫条例のそれぞれ一部を改正する条例についてであります。既に、指定管理者制度を導入している施設であり、指定期間をそれぞれの施設条例中に明記することとしたため、指定期間についての条文を追加するものであります。

議案第51号ないし第74号は、志賀町地域コミュニティセンターである福浦コミュニティセンター、同じく熊野多目的集会施設、同じく稗造研修センター、同じく東増穂コミュニティセンター、同じく西浦コミュニティセンターの指定管理者の指定、志賀町集落コミュニティセンターである水の潤倶楽部、同じく七海会館、同じく領家町コミュニティセンター、同じく能登富士ふれあい文化センター、同じく笹波集会所の指定管理者の指定、富来サイクリングターミナル、能登リゾートエリア増穂浦、ふるさ

と文化センター、魚のいない水族館の指定管理者の指定、志賀町農村集落多目的共同利用施設である百浦農村集落多目的共同利用施設、同じく大笹農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定、志賀町転作促進研修施設の矢駄転作促進研修施設の指定管理者の指定、志賀町生活環境施設である矢田生活環境施設、同じく米町生活環境施設、同じく大西生活環境施設の指定管理者の指定、志賀町地域生活改善センターである酒見構造改善センターの指定管理者の指定、同じく赤崎構造改善センター、同じく西海高齢者活性化センターの指定管理者の指定及び志賀町赤住漁港公園の指定管理者の指定についてであります。

それぞれの施設を現在も管理を委託している各地区や集落及び富来観光産業振興公社を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第75号 志賀町過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成17年度から平成21年度までの期間を後期計画として策定するものであります。

議案第76号 羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更については、共同処理事務のうち、火葬に関連する自動車運送事業の経営を廃止することとし、併せて総務費及び消防費に係る経費の支弁方法を変更したく、組合理約の一部を変更するものであります。

議案第77号 財産の取得については、志賀町立富来小学校のコンピュータ教室機器整備に係るもので、株式会社石川コンピュータ・センター 代表取締役社長 多田 和雄と1,199万1千円で物品購入契約を締結するものであります。

議案第78号 志賀町道路線の廃止については、貝田、相神及び栢木地内の県営広域営農団地農道整備事業の促進のために該当する町道を廃止するものであります。

最後に、議案第79号ないし第89号は、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、地域し尿処理施設整備事業特別会計、介護保険特別会計、志賀町立診療所事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計及び志賀町立富来病院事業会計の以上11会計の平成18年度予算についてであり

ます。

予算の概要については、冒頭に申し上げましたとおりであり、細部につきましては、後日予定されております予算特別委員会において、詳しく説明申し上げますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上で92議案についての説明を終わらせていただきますが、なお詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なる御審議のうえ、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます。

小田 芳治議長 説明を終わります。

(休 会)

小田 芳治議長 次に、休会の件について、お諮りいたします。

議案調査等のため、明4日から7日までの4日間は、休会いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、明4日から7日までの4日間は、休会することに決しました。

次回は、3月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前11時07分 散会)

議 長 報 告

1．議長報告第1号

例月出納検査の監査結果報告について

（平成17年12月27日実施分）

（平成18年 1月24日実施分）

（平成18年 2月23日実施分）

2．議長報告第2号

入札結果報告について

（平成17年12月22日 14件）

（平成18年 1月13日 7件）

（平成18年 1月27日 11件）

（平成18年 2月 9日 6件）

（平成18年 2月23日 9件）

3．議長報告第3号

陳情書について

無年金定住外国人の救済措置に関する要望書

「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」

提出に関する陳情

4．議長報告第4号

視察報告について

議会三常任委員会合同視察研修